

緊急通行車両等の申請方法

緊急通行車両

1 必要書類

- 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足る書類
(例 防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書類等)
 - ③ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足る書類
(例 車両リスト、証明書類等)
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。
- 添付書類の一本化
 - ・ 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は車検証の写しをもって、上記③の書類が添付とします。
 - ・ その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取扱います。
 - ・ いずれにしても公安委員会等による個別の判断が必要となりますので、申出の際、奈良県警察本部、警察署にご相談ください。
- 必要部数 各1部

奈良県公安委員会殿

令和〇年〇月〇日

(株) △△△△ (指定公共機関) は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれから物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務基本契約によって業務委託していることを証明します。

奈良県〇〇市1番10号
(株) △△△△
代表取締役 ●●●

記

②と③を兼ねた 証明書類の例

NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者		
		住所	氏名又は名称	契約の期間
1	奈良800あ△□〇	奈良県奈良市△〇×□	××有限公司	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日

2 「緊急通行車両等事前届出済証」を持っている場合

すでに発出している緊急通行車両等事前届出済証は令和5年9月1日以降も有効で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付提出を緊急通行車両等事前届出済証の提示で足りるとする場合があります。なお、令和5年9月1日以降は、緊急通行車両等の事前届出は受付しません。

3 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年後の日となります。

なお指定行政機関等との契約等により、使用される車両で当該協定や満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日を標章及び証明書の有効期限とします。

4 標章及び証明書の記載事項変更・再交付

標章及び証明書の記載事項の変更が生じたときは交付した標章と証明書とともに別記様式第6の緊急通行車両・証明書記載事項変更届出書を提出して下さい。

標章及び証明書のいずれかを亡失、汚損又は損壊した場合は、残存する標章または証明書を持参するとともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出してください。

規制除外車両

1 必要書類

- 規制除外車両事前届出書
- 自動車検査証の写し、軽自動車届出済証の写し
- 車両の用途、使用者等の内容を疎明する書類

※ 車両の用途、使用者等の内容を疎明する書類とは

- ① 医師、医療機関等の使用する車両については、自動車検査証の写し（軽自動車届出済証写し）及び医師の免状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - ② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両については、自動車検査証の写し（軽自動車届出済証の写し）及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置のあるものに限る。）については、自動車検査証の写し（軽自動車届出済証の写し）及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの以下、④・⑤において同じ）
 - ④ 建設用重機又は道路啓開作業用車両については自動車検査証の写し及び車両の写真
 - ⑤ 重機運搬用車両については、自動車検査証の写し及び車両の写真
- 必要部数 各1部

2 標章及び証明書の有効期限

規制除外車両の標章及び証明書は災害発生後の交付となります。有効期限は交付の翌日から起算して1か月後の日となります。

3 事前届出済書の記載事項変更・再交付

事前届出済証を紛失、破損し、又は記載事項の変更が生じたときは、新規の届出に準じてください。

届 出 先

緊急通行車両・規制除外車両とも自動車の使用の本拠を管轄する警察署になります。ただし、県の機関に限り、直接、警察本部交通規制課に対して届出することができます。

返納について

次の場合はすみやかに返納して下さい。

- ・ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。
- ・ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。
- ・ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見したとき。

お問合せ先

奈良県警察本部交通部交通規制課指導係 ☎0742-23-0110（内線5184）